

東日本大震災で被災された方へ 市内循環バス無料乗車証を交付します

東日本大震災で被災され、本市に避難された方を対象に、市内循環バス無料乗車証を交付します。

▶**申請方法** 生活課で配布している申請書に必要事項を記入し、必要書類(り災証明書または被災地における住所が確認でき、本人確認ができる書類の写し)を添付のうえ、同課へ直接提出してください。

▶**乗車証の有効期間** 平成24年3月31日(土)

▶**問い合わせ** 同課市民生活担当(内線252)

教えて

地震による がれきの処理方法

東日本大地震の被害を受け、屋根瓦などががれきが発生した場合、小針焼却場建設予定地で無料で受け入れを行っています。

▶**受け入れ期間** 6月30日(木)

▶**受け入れ時間** 午前8時30分～正午、午後1時～4時(土・日曜日、祝日は除く)

▶**その他**

- ・原則、各自でがれきの片付けおよび搬入を行ってください。※被災者から依頼された業者が搬入した場合は、災害特例として受け入れます。
- ・屋根瓦については、7月以降も受け入れを行います(り災証明書の発行を受けている世帯に限る)。※瓦以外の廃棄物の受け入れは行いません。

▶**注意** がれきは地区のごみ集積所へ出さないでください。

▶**問い合わせ** 同課環境業務担当 ☎556-9530

節電にご協力を

東日本大震災の影響により、東京電力株式会社の発電設備が大きな被害を受け、電力供給能力が大幅に低下しています。予測不能な大規模停電を回避するため、節電への取り組みによる電力使用の抑制が必要です。

また、電力の使用が多くなる夏場では、電力の需給バランスが非常に厳しくなることが予想されています。皆さん一人ひとりの節電への取り組みが大きな力となり、電力消費を抑えることができますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線282)

被災住宅の改修資金借り入れの 返済利子を助成します

市では、東日本大震災により被災した市民の方への支援として、被災住宅の改修などを金融機関から融資を受けて行う場合、返済利子などを助成することとしましたので、ご利用ください。

▶**対象** 次の要件をすべて満たす方

- ・本市へ住民登録し、市内在住の方
- ・金融機関から平成23年度末までに融資を受け、被災した自己の居住住宅の改修を行う方
- ・市税などの滞納がない方
- ・被災住宅などの修理および復旧工事に対して、市から他の助成(住宅改修資金補助金など)を受けていない方

▶**助成期間** 借入日から5年以内

▶**助成対象借入限度額** 300万円以内

▶**助成率** 年2.0%以内

▶**申し込み** 防災安全課で配布している申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、平成24年4月27日(金)までに直接同課へ提出してください。

【必要書類】 り災証明書またはそれに代わる市の証明書の写し、り災状況の写真、住宅などの修理および復旧工事に係る契約書または見積書の写し、被災住宅等復旧資金の融資契約書および償還計画表の写し、市税の未納がないことを証明する書類

▶**その他**

- ・1月から12月に支払った利子などの助成金を毎年3月末までに、本人の口座へ振り込みます。
- ・1住宅につき1金融機関のみ本制度の対象とします。
- ・申請は融資実行日から原則1カ月以内とします。
- ・他の市の制度(住宅改修資金補助金など)との併用はできません。
- ・すでに災害住宅等復旧資金を借りた方も対象となりますので、ご相談ください。

▶**問い合わせ** 同課防災担当(内線282)

木造住宅の無料簡易耐震診断を 実施しています

大地震による被害を最小限にとどめるには、住宅の耐震性の確保が重要となります。

耐震性の確保には耐震改修工事が必要となりますが、その前に、今の住宅がどの程度の耐震性を持っているかを知ることが大切です。

市では、木造住宅を対象にパソコンソフトを使用した簡易な耐震診断を無料でを行っています。

▶**対象** 昭和56年以前に建築された木造2階建て以下の住宅

▶**申し込み** 開発指導課で配布している耐震診断申込書(市ホームページからダウンロード可)に建物図面(建築確認図書など)を添付し、直接同課へ提出してください。

▶**診断結果** 申し込み後、1週間程度で診断結果をお知らせします。

▶**問い合わせ** 同課建築指導担当 ☎550-1551